



# 「保育料無償化が始まるんですね!?!」

## ? 無償化

! 小学校入学前の3年間を基本として、  
現在納めている利用者負担額等を公費  
負担とするものです。

ただし、給食材料費や行事費等は、  
これまで通り保護者負担となりますし、  
幼稚園は月額上限額がありますのでご注意  
ください。

また、保育の必要性の認定を受けられれば、  
一時預かり(上限額あり)なども無償化の対  
象となります。



令和元年十月一日から、幼稚園や保育園、  
認定こども園などの利用料が無償化されます。  
**無償化の対象となる子どもは三歳から**  
ですが、三歳より小さいお子さんでも世帯の課税  
状況によっては対象になる場合もあります。  
また、同じく無償化の対象となる施設・事業に  
についても複数あります。  
今号表面では無償化に関するワードの説明、  
裏面では無償化の対象かどうかを調べられる  
チャートを載せましたのでご覧下さい。  
いわきで子育て中のママ・パパのお役に立ち  
ますように。

## ? 預かり保育

! 幼稚園の預かり保育(教育時間以外  
に別料金で子どもを預かってくれる)  
の利用料も、**無償化の対象**となり  
ます。(月額上限あり)

対象となるためには、市から「**保育の  
必要性の認定**」を受ける必要  
があります。

## ? 「保育の必要性の認定」を受ける

! 保護者に就労などの事情があるため子どもを家庭  
で保育することができない、という認定を市から受けること。

「就労証明書」等の必要書類を幼稚園等に提出し、保育の必要性の認定を  
受けることで、幼稚園の預かり保育利用料や、認可外保育施設・一時預かり  
事業の利用料も無償化の対象となります。(月額上限あり・対象者裏面参  
照)

保育園・認定こども園を保育認定で利用する場合は、従来通りの申請方  
法となりますので、各地区保健福祉センターにてご案内します。

## ? 副食費



! いわゆる主食以外のおかず代、おやつ代など。

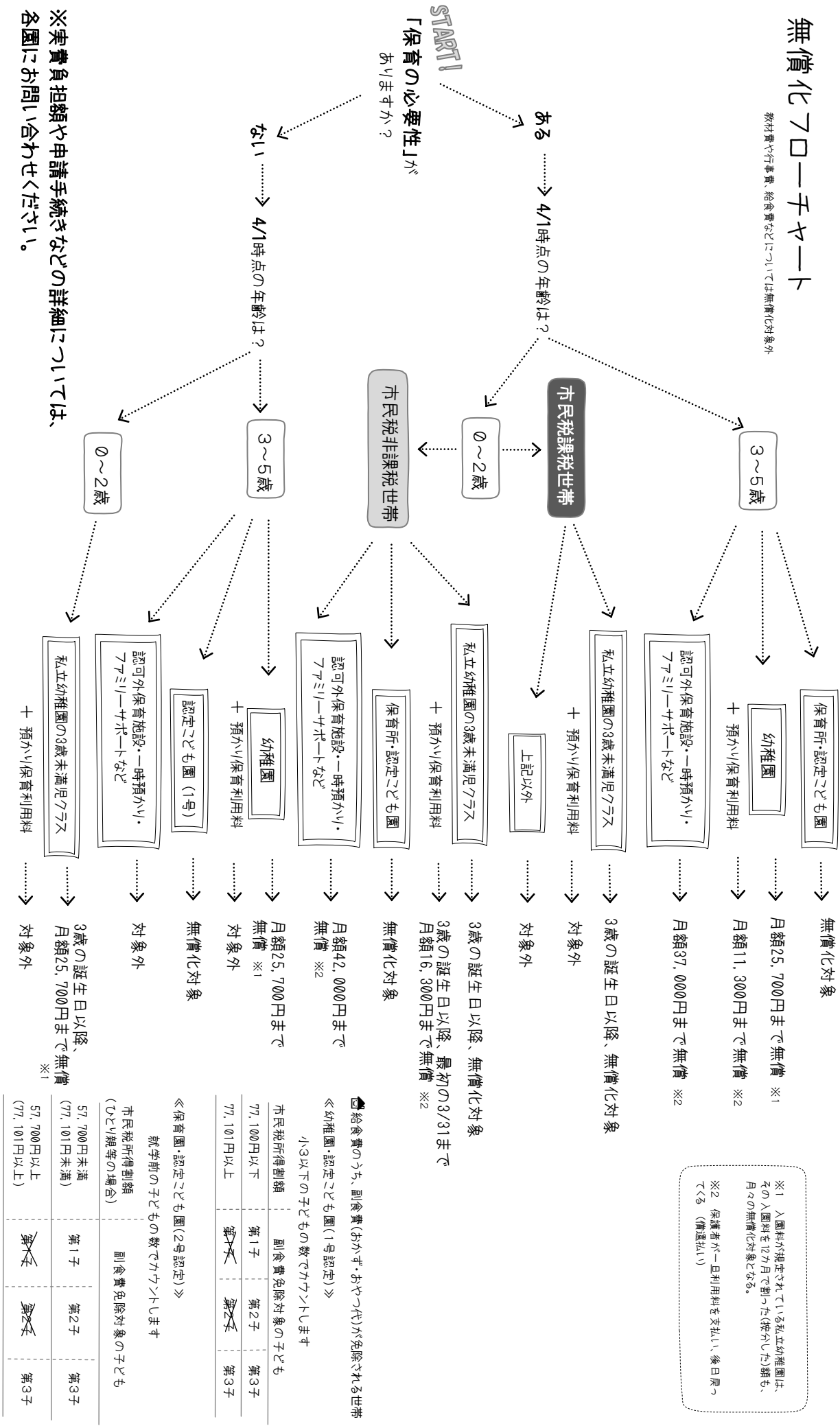
認可保育所と認定こども園(2号認定)の3歳児以上の主食費は、これまで保育料に含まれず、  
持参か実費負担でした。10月以降、**副食費は無償化の対象外**とされたため、実費負担  
になります。

同じく幼稚園の3歳以上、認定こども園(1号認定)、認可外保育施設においても、給食費は実費  
負担。無償化の対象外です。(多子減免については裏面参照)



# 無償化フローチャート

教材費や行事費、給食費などについては無償化対象外



※1 入園料が規定されている私立幼稚園は、その入園料を12カ月で割った(使かいた)額も、月々の無償化対象となる。

※2 保護者が一旦利用料を支払い、後日戻ってくる(償還払い)

給食費のうち、副食費(おかず、おやつ代)が免除される世帯

《幼稚園・認定こども園(1号認定)》

小3以下の子どもの数でカウントします

| 市民税所得割額   | 副食費免除対象の子どもの数 |
|-----------|---------------|
| 77,100円以下 | 第1子 第2子 第3子   |
| 77,101円以上 | 第1子 第2子 第3子   |

《保育園・認定こども園(2号認定)》

就学前の子どもの数でカウントします

| 市民税所得割額(ひとり親等の場合)    | 副食費免除対象の子どもの数 |
|----------------------|---------------|
| 57,700円未満(77,101円未満) | 第1子 第2子 第3子   |
| 57,700円以上(77,101円以上) | 第1子 第2子 第3子   |

※実費負担額や申請手続きなどの詳細については、各園にお問い合わせください。

## 子育てコンシェルジュ

- 平地区 ハゲ・山野邊 22-7457 ○小名浜地区 原田 54-2111 ○勿来・田人地区 今野 63-2111 ○常磐・遠野地区 大友 43-2111
  - 内郷・好間・三和地区 梅村 27-8691 ○四倉・久之浜・久地区 池田 32-2114 ○小川・川前地区 永井 83-1329
- 子育てサロン訪問などで不在の場合もあります。ご相談日のご予約もできますのでお電話ください。(平日8:30~17:15、受付は17:00まで)